

令和4年12月15日

鹿児島Bブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和4年12月13日、熊毛郡中種子町の株式会社市丸タクシーから一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、鹿児島Bブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃変更手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃変更手続きを中止します。）

1. 申請者

事業者名：株式会社市丸タクシー

住 所：鹿児島県熊毛郡中種子町野間5298-2

車両数：18両（鹿児島Bブロック内）

2. 運賃変更申請の概要（普通車申請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	1. 3kmまで 680円	1. 3kmまで 620円

【加算運賃】

車種区分	申請運賃	現行運賃
普通車	226mごとに 80円	294mごとに 80円

（※1）鹿児島Bブロック（運賃が適用される地域）

西之表市・熊毛郡・鹿児島郡

（※2）鹿児島Bブロック 事業者数及び車両数（令和4年12月13日現在）

事業者数：6者

車両数：100両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527

